

物 件 調 書 【 土 地 】

財産の名称	(元)境港通勤寮			
所在地	境港市外江町四方ノ川3405番2、3409番2、3413番3、3413番6			
面積	実測 2,640.71㎡(公簿面積 2,640.71㎡)	地目	宅地	
形状	不整形	間口	約77m	
		奥行	約44m	
接面道路の状況	西側 幅員6m、北側 幅員4mの市道に接面する。			
位置及び環境	近隣地域は、木材関連工場の建ち並ぶ臨海工業団地「境港西工業団地」の東側に位置し、戸建住宅、アパートのほか、規模の大きい土地には工場、事業所等も立地する住工混在地域を形成する。			
法令等による制限	都市計画区域	市街化区域		
	用途地域	工業地域		
	建ぺい率	60%		
	容積率	200%		
	高度指定	-		
	防火指定	-		
	その他の主な規制	-		
供給処理施設の状況	電気	引込可	都市ガス	無
	上水道	引込可	下水道	整備予定
沿革	登記記録の調査によれば、昭和48年に鉄筋コンクリート造2階建て(寄宿舎)が、昭和49年に木造平屋建(寄宿舎)が、昭和57年に鉄筋コンクリート造2階建て(寄宿舎)がそれぞれ新築され、平成29年10月26日に取り壊されている。所有権登記名義人は、社会福祉法人鳥取県厚生事業団であった。			
その他	・不動産鑑定士による最有効使用の判定:事業所、倉庫等の敷地 ・地下埋蔵物の有無について、実地調査では、特段の以上は認められなかったが、基礎構造物の撤去状況は不明である。詳細については各自の責任において確認を行うこと。 ・埋蔵文化財包蔵地には該当しておらず、埋蔵文化財が存在する端緒は認められない。また、行政調査結果、現地調査及び地歴調査結果から、土壌汚染の存在の端緒は認められない。ただし、鳥取県が関係部局等から聞取調査を行ったもの等であり、詳細については各自の責任において確認を行うこと。 ・敷地南西端部分に電柱1本、支柱1本、支線1本が設置されている。 ・敷地北西端部分に電柱1本、支柱1本、支線1本が設置されている。 ・敷地境界沿いには、出入り口部分を除き、フェンス及びフェンス基礎が設置されている。 ・北側道路沿いに設置された道路交通標識が空中で対象不動産側に越境している。 ・令和9年度中に公共下水道の供用開始が予定されており、受益者負担金が発生する可能性がある。 ・敷地内の不要物は土地購入者において処分すること。			

注：物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。上記内容は、鳥取県が関係部局等から聞取調査を行ったものであり、詳細については必ず入札参加者ご自身の責任において、現地及び諸規制についての確認（調査）を行ってください。